

(介護予防) 共用型指定認知症対応型通所介護

デイサービスセンター「市川桜の家」

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 功 寿 会
- (2) 法人所在地 宮城県宮城郡松島町桜渡戸14番地の1
- (3) 電話番号 022-355-0396
- (4) 代表者氏名 理事長 内 海 功
- (5) 設立年月日 平成13年7月16日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 共用型指定認知症対応型通所介護事業  
指定市町村 0490900115号
- (2) 事業所の目的 要介護状態にあり、原則として認知症の状態にある高齢者に対して、介護保険法に基き、適切なサービスを提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター「市川桜の家」
- (4) 事業所の所在地 宮城県多賀城市市川字奏社31番地の8
- (5) 電話番号 022-781-7205
- (6) 事業所長(管理者)氏名 千 葉 喜 春
- (7) 当事業所の運営方針 当事業所は、原則として、在宅認知症高齢者を対象に日帰りで通所し、各種サービスを受ける事により、生活の助長、社会的孤立の解消及び心身的・精神的負担の軽減、並びに生活の質の向上又、その家族の心身的・精神的負担の軽減を図る事を目的に利用過程の状況を勘案の上、各居宅介護支援事業者との連携を保ちながら、利用者・家族の意向に沿ったサービスを提供する。
- (8) 開設年月日 平成29年 4月17日
- (9) 利用定員 あやめユニット 1日 3名  
さざんかユニット 1日 3名

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常事業の実施地域 多賀城市内全域
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日 元旦から1月3日までは休業
受付時間	9時00分～17時00分
サービス提供時間	10時00分～15時30分

**介護給付（要支援 1、2）【1割負担額】**

基本額	要支援 1	要支援 2
5～6時間 迄のサービス	412円	435円
加算額	入浴介助加算 I	40円
	サービス提供体制強化加算 II	18円
	若年性認知症受入加算	60円
	介護職員処遇改善加算 I	上記単位総数の 10.4%
	介護職員等特定処遇改善加算 II	上記単位総数の 2.4%
減算額	送迎減算	-47円

**介護給付（要支援 1、2）【2割負担額】**

基本額	要支援 1	要支援 2
5～6時間 迄のサービス	824円	870円
加算額	入浴介助加算 I	80円
	サービス提供体制強化加算 II	36円
	若年性認知症受入加算	120円
	介護職員処遇改善加算 I	上記単位総数の 10.4%
	介護職員等特定処遇改善加算 II	上記単位総数の 2.4%
減算額	送迎減算	-47円

**介護給付（要支援 1、2）【3割負担額】**

基本額	要支援 1	要支援 2
5～6時間 迄のサービス	1,236円	1,305円
加算額	入浴介助加算 I	120円
	サービス提供体制強化加算 II	54円
	若年性認知症受入加算	180円
	介護職員処遇改善加算 I	上記単位総数の 10.4%
	介護職員等特定処遇改善加算 II	上記単位総数の 2.4%
減算額	送迎減算	-47円

**介護給付（要介護 1～5）【1割負担額】**

基本額	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
5～6時間 迄のサービス	444円	459円	476円	492円	509円
加算額	入浴介助加算 I 40円				

	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18円
	若年性認知症受入加算	60円
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	上記単位総数の10.4%
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	上記単位総数の2.4%
減算額	送迎減算	-47円

**介護給付（要介護1～5）【2割負担額】**

基本額	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
5～6時間 迄のサービス	888円	918円	952円	984円	1,018円
加算額	入浴介助加算Ⅰ		80円		
	サービス提供体制強化加算Ⅱ		36円		
	若年性認知症受入加算		120円		
	介護職員処遇改善加算Ⅰ		上記単位総数の10.4%		
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		上記単位総数の2.4%		
減算額	送迎減算		-47円		

**介護給付（要介護1～5）【3割負担額】**

基本額	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
5～6時間 迄のサービス	1,332円	1,377円	1,428円	1,476円	1,527円
加算額	入浴介助加算Ⅰ		120円		
	サービス提供体制強化加算Ⅱ		54円		
	若年性認知症受入加算		180円		
	介護職員処遇改善加算Ⅰ		上記単位総数の10.4%		
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		上記単位総数の2.4%		
減算額	送迎減算		-47円		

令和3年4月1日からの介護保険法改正により多賀城市の地域区分が変更となりました。

それに伴い、1単位当たりの金額が下記の通り変更となります。

地域区分6級地1単位数⇒10,33円

例：100単位のサービスを利用した場合

$$100 \text{ 単位} \times 10,33 \text{ 円} = 1033 \text{ 円} \Rightarrow 1033 \text{ 円} \times 10\% = 103.3 \Rightarrow 103 \text{ 円}$$

※ご契約者（利用者）が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

また、居宅サービス計画が作成されていない場合でも償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ご契約者（利用者）に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。

（下記（２）①参照）

※介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

## （２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

サービスの概要と利用料金

### ① 食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者（利用者）に提供する食事の材料に係る費用です。

料金：1食あたり 450円（おやつ代を含む）

### ② レクリエーション、クラブ活動

ご契約者（利用者）の希望によりレクリエーションや各種クラブ活動に参加していただくことができます。但し、材料代等の実費を負担いただきます。

### ③ 複写物の交付

ご契約者（利用者）は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

### ④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等、ご契約者（利用者）の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当である物に係る費用を負担いただきます。

おむつ等代 : 実費負担